

大正三十一年十月十日現在  
事業業票  
(鐵山用)

第一號様式乙

第 一 號  
道府縣郡  
市區町村名  
上之二欄は  
市區町村長  
之を記入す

備考	一、鐵山名		二、鐵山の所在地		三、事業の種類		四、労働者現在数		五、一日の所定労働時間	六、一日の所定休憩時間	七、一箇月の所定休業日数	八、賃料及賃料の種別		備考		
	給與人員	徴収月額	圓	圓	圓	圓	圓	圓	時	時	日	買入費又賃料	賃料			
	人	人	人	人	人	人	人	時	分	分	日	賄	米穀	被服	寄宿舎	住宅
							總数									
							男									
							女									
							人									
							人									

右之通相違無之候也

事業主

名 氏

捺 印

(んせりとりき)

本表は事業主之を記入し署名又は捺印すること

- 一、鐵山の名稱又は商號を書き入れ、名稱又は商號なきものは鐵山主の氏名を書き入れること。
- 二、鐵山の在る所の道、府、縣、郡、市、區、町、村の名を書き入れること。
- 三、鐵山で經營する事業を成るべく詳しく書き入れること。
- 四、鐵山に併用する一切の労働者数を書き入れ、調査當日缺勤せる者も算入すること。
- 五、休憩時間を除きたる所定の労働時間を書き入れ、若し時期に依り又は労働者に依り所定時間の異なる場合はそれん、其の時期、職名及時間を上欄内の餘白に書き入れること。
- 六、所定の休憩時間を書き入れ、若し時期に依り又は労働者に依り所定時間の異なる場合はそれん、其の時期、職名及時間を上欄内の餘白に書き入れること。
- 七、九月中の所定の休業の日数を記き入れ、若し時期に依り、又は労働者に依り所定日数の異なる場合はそれん、時期、職名及日数を上欄内の餘白に書き入れること。
- 八、賃料の種類及賃料の欄には左の區別により書き入れること、但し労働者以外に給與して居る賃料は凡て計算より除くこと。
  - (一) 買入費又は賃料の欄には左の區別により書き入れること、但し労働者に依り賃料は買入れた米、菜、魚、肉、野菜等の賄材料費、薪炭、其の他の燃料費、炊事費等の合計九月分月割額を書き入れること、但し鐵山で直營せず、他事業等の合計九月分月割額を書き入れること。
  - (二) 米穀の欄には賃料として居るときは其請負支拂金を書き入れること。
  - (三) 被服の欄には最近一箇年間に給與した被服の購入代金九月分月割額を書き入れること。
  - (四) 寄宿舎と住宅の欄には九月分の賃料を書き入れること。
  - (五) 徴収月額の欄には給與した者から取立てた金銭をそれん、賄以下の五箇月に書き入れ、若し金銭を取らぬときは銀線を引くこと。
  - (六) 給與人員の欄には賄、米穀、被服等を給與した人員をそれん、各欄に書き入れ、寄宿舎については徴収して居る人員住宅に付いては貸與して居る人員を書き入れること。

備考欄には特別休業、繰業短縮、作業時間延長等作業上に影響する特殊の事情があるときは其事情を略記すること。